

愛知県出資法人等経営検討委員会開催要綱

(目的)

第1条 愛知県における出資法人等の経営状況の点検・評価、抜本的な経営改革策の検討及び当該改革策に基づく経営改革の進捗状況の検証を行うために、愛知県出資法人等経営検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第三セクター（地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む）並びに会社法法人）及び地方公社のうち愛知県が25%以上出資若しくは出えんしている法人又は愛知県が損失補償等を行っている法人並びに県関係団体（以下「出資法人等」という。）に係る次の事項について調査・研究を行い、必要な意見を述べる。

- (1) 出資法人等の経営状況の点検・評価に関すること。
- (2) 出資法人等の経営改革策に関すること。
- (3) 前号の経営改革策に基づく、出資法人等の経営改革の進捗状況に関すること。
- (4) その他出資法人等の経営に関すること。

(委員会の構成等)

第3条 委員会は、必要の都度、総務局長が依頼する有識者により構成する。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、原則として、通算10年を超えて再任されることはできない。

(座長等)

第4条 委員会には、座長を置く。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長は、委員の互選により定める。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、他の委員の中から座長代理を選出する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させることができる。
- 3 委員は、委員会を通じて知ることができた情報をみだりに公表してはならない。

(会議等の公開)

第6条 会議は、原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、委員会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りではない。

- 2 会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。
- 3 会議録及び会議資料は、5年間保存する。

(雑則)

第7条 委員会の事務局は、総務局総務部総務課内に置く。

2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月12日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成26年6月13日から施行する。

(任期に関する経過措置)

2 平成26年3月31日以降の日に選任された委員の任期は、第3条第2項の規定に関わらず、平成28年3月29日までとする。

附 則

この要綱は、平成26年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。